

令和 7 年 5 月 22 日

門真市職員労働組合

執行委員長 岩下 みゆき 様

門真市長 宮本 一孝



夏期一時金等について（回答）

1 夏期一時金について

夏期一時金については、条例どおりの支給とする。

一般職及び支給要件を満たす会計年度任用職員については、期末手当 1. 25 か月、勤勉手当は

1. 05 か月とし、合計 2. 3 か月分を、再任用職員については、期末手当 0. 7 か月、勤勉手当は 0. 5 か月とし、合計 1. 2 か月分を 6 月 30 日に支給する。

職員給与については、これまでも人事院勧告並びに国、府、各市の状況に準じ改定を行ってきたところであり、今後も引き続き、同様に対応してまいりたい。

2 役職段階別加算制度について

役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。

3 人事評価の処遇反映について

人事評価制度については、地方公務員法に基づく、勤勉手当・昇給への反映を含む制度としており、アンケート等でお聞かせいただいた意見等を参考に、より良い制度となるよう必要に応じ改善を図ってまいりたい。

4 長時間労働や時間外勤務の上限規制について

長時間労働対策については、効率的な業務運営の推奨、ノー残業デー及びノー残業デー推進月間の実施など、長時間労働の縮減に向け、全庁を上げ取り組んでまいりましたが、昨年度、長時間労働を行った職員数が大幅に増えたことを重く受け止めているところである。

今後におきましては、これまでから実施している超過勤務命令に係る事前命令及び執行管理の徹底

などについて再度周知を図るとともに、職員の健康を守る立場から、安全衛生委員会において実効性のある対策の検討を行うなど、職場環境の改善に向けた取組を進めてまいりたい。

5 夏季休暇について

夏季休暇については、国、府及び府内各市町村の付与状況などの社会情勢を踏まえつつ、市民の理解が得られる休暇制度に見直す必要があると判断し、平成23年4月28日の申入れ時から5日間への見直しを求めているところである。

しかしながら、この間、協議・交渉の中でも議論となった長時間労働については、課題解消に向けた取組を真摯に行う必要性もあることなどを考慮し、慎重に検討を行った結果、今年度についても、昨年同様、7日間とする。

再任用職員のうち、週5日勤務は7日、週4日勤務は国等の状況を踏まえ4日とする。

一定の要件を満たす会計年度任用職員については、夏季休暇の付与日数を国に準じ3日とする。

取得期間については、7、8、9月の3か月とする。

6 定年引上げに係るリフレッシュ支援金の創設について

当該要求も踏まえて門真市職員厚生会において議論を行った結果、全ての年齢層への支援金を拡充するため、現行規定にある厚生会在会10年、20年及び30年の金額を6年度よりそれぞれ5,000円引き上げている。併せて、リフレッシュ休暇についても、6年度より再任用として勤務した期間を在職期間に通算し、再任用職員にも付与するなど一定改善を図っているところである。リフレッシュ支援金及びリフレッシュ休暇のさらなる拡充については、引き続き他の市町村の動向を注視しながら検討してまいりたい。

7 再任用職員について

再任用の給料表4級への任用、一時金の支給月数を正規職員と同様とすることについては、国や他の市町村の状況を踏まえると実施は困難である。一時金については、これまでから府からの人事・給与に係るヒアリングなどにおいて、職員団体の要望等を伝えてまいりましたが、今後も機会を捉えて国・府に要望してまいりたい。

8 熱中症対策について

熱中症対策については、今般国において労働安全衛生規則が改正され、6月1日に施行されることを踏まえ、今後熱中症の職員が発生した場合に、各職場において適切に対応ができるよう連絡体制を整備するとともに、重篤化を防ぐための措置等を周知してまいりたい。

加えて、安全衛生委員会の各部会に対しても、同規則の改正内容等を周知し、対策を議論することとしたところであり、引き続き職場に応じた熱中症対策の実施に努めてまいりたい。

9 職員採用について

職員採用については、これまでも退職者の状況や事務・技術の継承等を念頭に置いた職員体制の確保を行ってきたところではありますが、職場実態への対応は喫緊の課題と考えており、精力的に検討を重ねてきました結果、現在実施中の令和7年10月の任期付職員1人を含む18人の採用に加え、令和8年4月採用人数については、15人程度と決定する。

採用予定職種と人数については、

・事務職（大学卒）	7人程度
・事務職（高校卒等）	2人程度
・事務職（民間企業等職務経験者）	4人程度
・事務職（社会福祉士）	1人
・事務職（情報処理）	1人

とする。

また、本市で正規職員として勤務した後、育児、介護、転職など様々な事情で退職した人で、再び門真市での勤務を希望する人を若干名採用する「キャリアリターン選考」を実施する。

また、今後についても段階的な定年引上げにより、定年退職者がいない年度もありますが、普通退職者や採用の平準化等を考慮し、採用人数を検討してまいりたい。